

定 款

(2022年6月22日改定)

株式会社バ儿力一

株式会社バルカー 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は 株式会社バルカー と称し、英文では V A L
Q U A , L T D . とする。

(目 的)

第 2 条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。

- 1 (イ) シール関連品、配管関連品、電気・電子材料、摩擦材
料、真空容器および真空用駆動機械装置の設計、製造、
加工および販売
- (ロ) ゴム、合成樹脂、金属その他の素材を主要材料または
補助材料とする物品の製造、加工および販売
- (ハ) 公害防止用機器および装置の製造および販売ならびに
これに関連する工業用化学薬品の製造および販売
- (ニ) 工業用機械器具、パッキンおよびガスケットの製造設
備ならびにその部品の販売
- (ホ) 介護用品、介護機器の製造および販売
- (ヘ) 動産、不動産の売買、賃貸借および管理
- (ト) 発電事業および電気の供給
- (チ) 建設工事の請負ならびに建設工事に関する企画、設計、
監理およびマネジメント

- (リ) ソフトウェアおよび情報機器の開発および販売
- (ヌ) 前各号に関連する電子商取引などインターネットを利用した各種サービスの提供
- (ル) 前各号に関連するコンサルティング、エンジニアリング、その他技術・ノウハウに関する事業

2 上記に附帯する業務

3 経営上必要と認める事業への投資

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都品川区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、68,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第 8 条 当会社の単元株式数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) を有する株主 (以下「単元未満株主」という。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- ② 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当を受け
る権利
- ③ 単元未満株式の買増請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株主総会

(基 準 日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日を基準日とし、その基準日株主を

もって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は東京都内においてこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。取締役社長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の代表取締役がこれに代わる。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

2 取締役補欠者の選任決議は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(選任方法)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議にもとづき代表取締役社長1名を定める。ほかに取締役会長1名を定めることができる。

2 代表取締役社長のほかに、取締役会の決議にもとづき代表取締役若干名を定めることができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が在任しないとき、または差支えあるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し、発するものとする。ただし緊急に招集する必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

3 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会において定める取締役会規則による。

(決議方法)

第23条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(執行役員)

第24条 当社は、取締役会の決議にもとづき、執行役員を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第25条 当社の監査役は4名以内とする。

2 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(選任方法)

第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤および常任監査役)

第28条 監査役会は、監査役の中から、常勤の監査役を定める。監査役の協議により、常勤の監査役のうちから、常任監査役を定めることができる。

(監査役会)

第29条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急に招集する必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

3 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。

(決議方法)

第30条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第6章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第31条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）

の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2 当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第34条 当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 期末配当金および中間配当金が支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上